

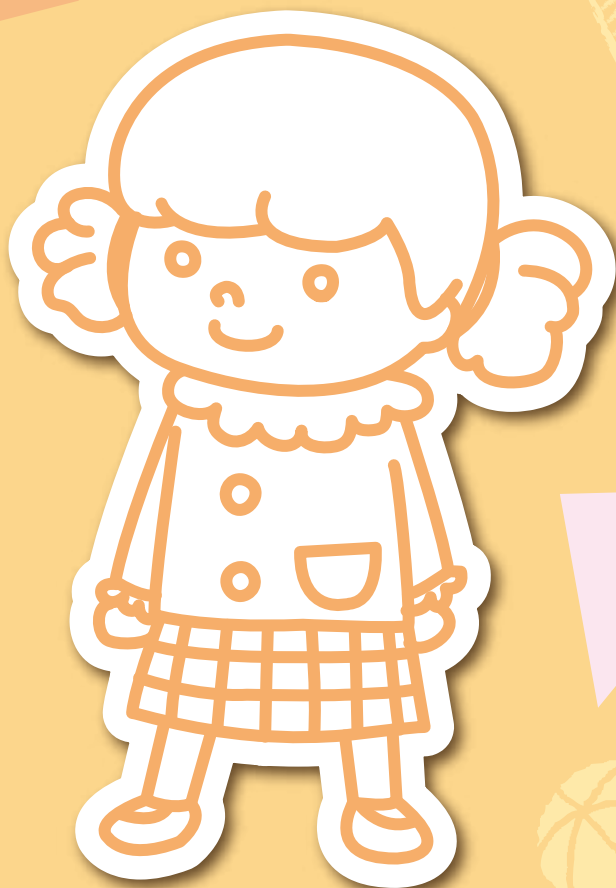
札幌市

SAPP
RO

こども発達
支援

ガイドブック

学 齡 期



もくじ

はじめに 2ページ

気づく

小学校 低学年(1年生～3年生) 3ページ

小学校 高学年(4年生～6年生) 4ページ

中学生 5ページ

高校生 6ページ

わかる

こんな接し方を心がけましょう 7ページ

つながる

相談できるところ 9ページ

福祉サービス 12ページ

放課後等デイサービス・放課後等デイサービスガイドライン ... 13ページ

放課後等デイサービス・福祉サービスを利用するには 14ページ

札幌市教育センター教育相談室での「教育相談」..... 15ページ

通級指導教室 16ページ

不登校やひきこもりに関する情報 17ページ

公的機関連絡先 18ページ

札幌市刊行物紹介 19ページ

ライフステージの変化 20ページ



子育てを頑張っているお父さんお母さん養育者の皆さんへ

幼児期の子育てを終え、学齢期の子どもたちを育てているお父さんお母さん養育者の皆さんは、子どもが学校という新しい場に通学し、新しいステージに入り、我が子の成長に喜びをもって迎えたと同時に、この先どんな風に成長していくのか不安を持っている方もいると思います。

小学校に入ると、少し親離れをします。親と一緒に過ごす時間のほかに、学校、放課後等デイサービス、習い事、余暇活動の場などでの人間関係が広がっていきます。高学年になると、親よりも友達との関係が大切になってきます。小学生や中学生は、いろいろな体験をして自分に自信をつける時期になります。

しかし子どもによっては、他害が増えたり、自傷行為があったり、時には学校に行きたがらない、反抗的になってしまって親の言うことを聞き入れてくれないなど困り感が増す時期でもあります。また周りの大人や友達となかなかうまくいかないなど、人との関係がうまくいなくなる時もあります。人と比べて辛くなる時もあるかもしれません。

問題行動に見える行動は、子どもは自分のことがうまく周りに伝えることができないので、精一杯の葛藤や困り感の表れかもしれません。

しかし家族だけでこの時期の子どもエネルギーを受け止め、解決に導くのは簡単なことではありません。

子どもは、社会の宝物です。

子どもが自分の困り感を表現する力があることは、生きる力に通じます。しかし、家族は混乱してしまうこともあります。心も体も大きくなっていくこの時期の子育てだからこそ幼児期以上にいるんな人と手をつないでいく必要があります。まだまだ大人の目が必要な時期なのです。

札幌市には、これまでたくさんの学齢期の親子を応援してきた、たくさんの専門家や先輩がいます。応援してくれる機関があります。そのためにこのガイドブックには、皆さんを応援してくれる情報がたくさんあります。

一人で悩まず、みんなで育てて子どもたちが周りに安心感をもって、そして自己肯定感をもって成長し、大人の世界へとバトンタッチできるように、このガイドブックをお役立てください。

子どもたちへ

子どもは、つまずきながら成長していいですよ。必ず大切な君たちやあなたたちを応援してくれる人がいます。困ったなと感じた時、誰に相談したらいいかわからない時、このガイドブックに載っている機関に連絡してください。また困っている友達がいたら教えてあげてね。

一生懸命応援します。

札幌市自立支援協議会子ども部会 委員 一同



小学校 低学年 (1年生～3年生)

小学校低学年の時期の子どもは、幼児期の特徴を残しながらも「大人が『いけない』と言うことは、してはならない」といったように、大人の言うことを守る中で、善悪についての理解と判断ができるようになります。また、言語能力や認識力も高まり、自然等への関心が増える時期です。

小学校低学年の時期における子どもの発達において、重視すべき課題として考えられること

- 「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性をゆっくり育てる事、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成
- 自然や美しいものに感動する心などの育成(情操をゆっくり育てる)

平仮名の
読み書きに
時間がかかる

学校の簡単な決まりが
よく分らない

簡単な加減算に
時間がかかる

初めてのことなどが
とても不安に感じる

教室や朝会など
でみんなと一緒に
話が聞けない

知らない人
に対しても親しげに
関わってしまう

人の話をむやみに
さえぎってしまう

友達や仲間と
協力することが
難しい

遊びでも負けると
感情的になってしまう

困っている時に
自分から助けを
求められない

*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

小学校 高学年 (4年生～6年生)

9歳以降の小学校高学年の時期には、物事のある程度対象化して認識することができるようになります。対象との間に距離をおいた分析ができるようになり、探究心などもより複雑なものとなります。自分のことも客観的に捉えられるようになるものの、発達個人差も顕著になります(いわゆる「9歳の壁」)。身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期である反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期でもあります。

また、集団の規則を理解し、集団活動に主体的に関与することや、遊びなどでは自分たちで決まりを作り、ルールを守るようになる一方、仲間意識が一段と強まるこの時期は、閉鎖的な子どもの仲間集団が発生し、自分にしっかりとした考えがなく、安易に他の意見に同調してしまうような行動が見られます。

小学校高学年の時期における子どもの発達において、重視すべき課題として考えられること

- 抽象的な思考への適応や他者の視点に対する理解
- 自己肯定感の育成
- 自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの育成
- 集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成
- 体験活動の実施など実社会への興味・関心を持つきっかけづくり

仕草や声の調子から相手の気持ちや冗談、皮肉をうまく読み取れない

自分のやり方や考えを否定されると感情的になる

文章の内容や文章題の読み取りが難しい

著しく学力が遅れている

仲の良い友達がいない

友達同士で出かけるなどをほとんどしない

友達の意見を聞いたり、助言を受け入れられず、独りよがりになってしまう



最後まで責任を持って係や当番に参加することが難しい

他者を困らせたり傷つけるような発言をしてしまう

友だちなどとの約束をよく忘れたり、破ってしまう

友達と対等に付き合えず、いじめたりいじめられたりしている

*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

中学生

この時期は思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気づきはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索し始める時期です。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだしたり、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちになるなど思春期特有の課題が現れます。また、仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られたり、性意識が高まり、異性への興味関心も高まる時期でもあります。

暴言や暴力などの問題行動や身体的・精神的症状を示しやすいのが、思春期を迎えるこの時期の特徴であり、不登校の子どもの割合が増加するなどの傾向、さらには、青年期すべてに共通する引きこもりの増加といった傾向が見られるようになります。

中学生の時期における子どもの発達において、重視すべき課題として考えられること

- 人間としての生き方を踏まえ、自己を見つめ、向上を図るなど自己の在り方に関する思考
- 社会の一員として自立した生活を営む力の育成
- 法やきまりの意義の理解や公德心の自覚

時間を考慮し準備
することやスケジュールを
立てて実行することが
難しい

日常的な困りごと
をどう解決したらよいか
わからない

急な予定の変更や
予想外の出来事に
対応が難しい

電話、メール、SNS等の
利用マナーがわからない

一人で
公共交通機関を
利用することが難しい

簡単な炊事洗濯など
身の回りのことに
取り組めない

自分のお金や
収支に関して
適切な対応方法が
わからない

自分と他者との
違いが気がかりで、
ひどく不安になったり
落ち込んでしまう

身だしなみに無頓着で
他人の目を意識するこ
とが難しい

異性や好みの他者
との適切な距離感が
分らない



*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

高校生

親の保護のもとから、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期です。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を見通すことができるようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期でもあります。

こうした大人社会の直前の準備時期であるにもかかわらず、自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の楽しさだけを追い求める傾向の若者の姿もみられます。さらには、特定の仲間の集団の中では濃密な人間関係を持つものの、集団の外の人に対しては無関心となり、さらには、社会や公共に対する意識・関心の低下といった指摘を受けることがあります。

高校生の時期における子どもの発達において、重視すべき課題として考えられること

- 人間としての在り方生き方を踏まえ、自らの生き方について考え、主体的な選択と進路の決定
- 他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれにこたえること
- 社会の一員としての自覚を持った行動

部屋の片づけや
荷物の管理ができず、
ひどくだらしない

インターネットや
SNSに没頭し生活が
大きく乱れている

明らかな非行行為
があり、暴力的な姿
が目立つ

資料を調べて
文章にまとめたり、一定の
書式に従って書類を書く
ことが難しい

TPOに合わせた
服を選び身だしなみを
整えられない

インターネットや
SNSで危険に巻き込まれ
そうなことの判断が
難しい



品質や値段を
考えた買い物は
難しい

異性や好みの
相手と適切な付き合い
ができずトラブル
になる

将来の夢や希望を
叶える計画や方法が
わからない

相手との関係に
応じた要求や関わり
が難しい

*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

こんな接し方を心がけましょう

その子が安心できる環境をつくるのが大切です。接し方にも工夫が必要になります。お子さんが「できること」、「わかること」を増やしていきましょう。まずは、お子さんが興味を持っていることから始めましょう。

お子さんにとって、わかりやすく行動しやすい環境を整えることで、力が発揮しやすくなります。好きなことができる、安心できる空間があると、気持ちが落ち着き安定します。

行動をほめてのばしましょう

ほめられるとやる気が出てよい方向に向かいます。やる気が自信を生み、新しいことに挑戦する力になります。また、得意分野を見つけそれを伸ばすことは、その子の自信につながります。お子さんの「良さ」をみつけ「自信」をもたせることが何より大切です。

東西線は宮の沢、発寒南、
琴似、二十四軒、西28丁目、
円山公園駅…全部言えるよ!!



よく知っているね。
自由研究は、大好きな電車
についてまとめるといいな。

こだわり

こだわりは消そうとするのではなく、うまく付き合っていくということが基本です。やめさせようとするのではなく、ひとまずその行動を受け入れ見守りましょう。ただ、人を巻き込み迷惑となるようなこだわり行動であれば、無害な形に移行できるようにしたり、場面や場所に合わせて、その行動をしてもよいところと、してはいけないところを区別できるようにしましょう。

かんしゃく(パニック)

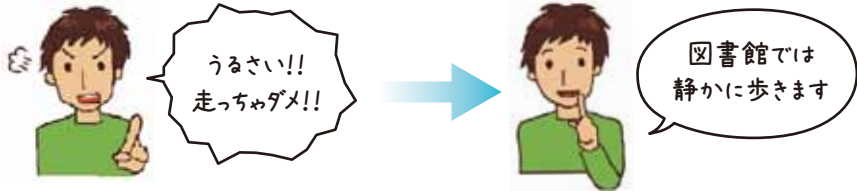
周囲に危険なものがないか配慮し、本人や周囲に危険がある場合は、その場から離れ静かな場所で落ち着くのを待ちます。本人の気持ちの代弁をしながら状況を把握したり、気持ちの解消をはかります。

事前に予告や説明をすることで不安感が解消され、かんしゃくを起こさずに過ごすことのできる時間が増える場合もあります。

自分で、かんしゃく(パニック)を起こしそうなことがわかるのであれば、自分の部屋やトイレなどで気持ちを落ち着けるなどの方法をとることも大事なことです。

注意するときは、穏やかな声で短く伝えましょう

子どもは否定的な言葉にとっても敏感です。肯定的な言い方をするように心がけましょう。また、周囲の状況がつかめずにいる場合もあるので、何をどうしたらよいか、具体的に伝えましょう。



場面の状況や相手の気持ち、具体的なやり方を伝えましょう

相手の気持ちを想像することが苦手であったり、暗黙のルールがわからなかったりすると、場にそぐわない発言や行動に結びつくことがあります。場面の状況、相手の気持ち、具体的なやり方をその都度伝えていきましょう。

家族でともに子育てしていくために

子どもが健やかに育っていくためには、家族や兄弟姉妹とのかかわりは大切です。例えば、母親が子どもの「気になること」や「育てにくさ」を感じていても、周りの家族が「どこの子どもでも同じ」と気にとめなかったり、「お前の育て方が悪い」と子育てを理解してくれないと、母親は家族（周囲）の理解や協力が得られないことに落胆します。子どもも様々な評価の中で、戸惑いの多い生活を送ることになります。

「気になる」「育てにくさ」がある子どもだからこそ、何より「子どもの生活のしにくさを軽減していく」ために家族の理解と協力が不可欠なのです。では、どのようにしたら家族の理解を得ることができるのでしょうか。

家族の共感と理解

初めに大切なことは、周りの家族に悩みや気持ちを聞いてもらい、受け止めてもらうことです。まず、パートナー（夫婦）の間で子どもの「気になること」や「育てにくさ」に気づいていない場合（例：夫が「自分の小さい頃も同じだった」と言う）や、子育てのせいにして子どもの問題をかたくなに否定する（例：夫が「お前の育て方が悪い」と言う）ときは、相談先や専門機関での相談と一緒に参加する機会を設け、共通理解が持てるように工夫します。パートナーどうしが相互に思いやり、共感しながら、子どもの環境を整えていくようにしましょう。また、祖父母や親戚へはパートナーと一緒に、相談先や専門機関からの意見を織り交ぜながら説明し、理解が得られるようにしたり、理解してくれる方の協力を得て動くのもよいでしょう。なかなか理解が得られず困ったときは、相談先や専門機関の助けを得ながらすすめていきましょう。



相談できるところ **秘密は守られます。気軽に相談しましょう。**

子育ての相談ができるところ

■各区保健センター(各区健康・子ども課)

育児の不安や悩みについて、電話や家庭訪問で相談に応じます。
また、いじめや対人関係、家族関係に関するご相談にも応じています。
*問い合わせ先は、P.18の一覧に掲載

発達に心配があるお子さんの相談ができるところ

■札幌市児童相談所

児童福祉の専門機関で、18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、その子に最も適した指導や援助を行います。

【所在地】〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1-1 【電話】011-622-8630

■札幌市子ども発達支援総合センター ちくたく

子どもの心身の発達、情緒や行動の問題に対して、医療・福祉が連携した支援を行う複合施設です。大まかに「医療」「入所」「通所」の部門があります。

医療部門には、児童精神科、小児科、整形外科などがあり、心身の発達の遅れ、障がいと思われる子どもや、心に悩みを抱える子どもを医学的に診断し、心理治療やリハビリテーションなど様々な治療・支援を行っています。

【対象】18歳未満の子どもですが、児童精神科の初診は15歳(中学生)までとしています

【所在地】札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 【電話】011-821-9861

夜間・休日でも、電話等の相談ができます。

■子ども安心ホットライン

夜間や休日にも対応。24時間365日体制で児童虐待や子育てに悩んでいる方などを対象にした電話相談を行っています。

相談時間：24時間(年中無休) 【電話】011-622-0010

■児童相談所全国共通ダイヤル【電話】189(いちばやく)

189にかけると近くの児童相談所につながります。※一部のIP電話からはつながりません。

■児童家庭支援センター(電話・面談)

0歳～18歳未満の子どもとその保護者の方の教育上の悩み、いじめ、虐待などについて相談できる窓口です。



〈お問い合わせ先〉

○羊ヶ丘児童家庭支援センター(YOU勇(ユーユー)コール)

札幌市豊平区月寒東1条17丁目4-33 【電話】011-854-2415

○興正こども家庭支援センター 札幌市北区新琴似4条9丁目1-1 【電話】011-765-1000

○札幌南こども家庭支援センター 札幌市南区藤野6条2丁目427-4 【電話】011-591-2200

○札幌乳児院児童家庭支援センター 札幌市白石区川北2254-1 【電話】011-879-6264

○はくよう児童家庭支援センター 札幌市西区平和3条7丁目3-47 【電話】011-676-5208

○なんそうえん子ども家庭支援センター 札幌市中央区界川1丁目6-14 【電話】011-561-0783

さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業 利用方法



心の悩みを抱える子ども・発達障がい疑われる子ども

まずは学校、事業所、保健センター、通院中のクリニックなどにご相談ください。

直接相談もできますが、左記を経由いただいた方がより適切なご案内ができます。

教育機関

学校、幼稚園、教育委員会など

福祉機関

児童相談所、相談支援事業所
児童福祉施設など

母子保健機関

各保健センター

医療機関（一般）

一般の小児科、一般の精神科など



相談

適切な支援機関を案内
(コンシェルジュ)

コンシェルジュ機関

【相談受付時間】 平日のみ 10:00~15:00

中央区・東区に居住する子ども

氏家記念こどもクリニック

☎ 080-3231-6164

(休憩時間13:00~14:00)

【所在地】中央区大通東3丁目1-1 トルチュビル3階

白石区・豊平区に居住する子ども

子ども心身医療センター地域支援室

☎ 090-3111-8061

(休憩時間12:15~13:00)

【所在地】豊平区平岸4条18丁目1-21 ちくたく内

北区に居住する子ども

五稜会病院

☎【代表】 011-771-5660

(休憩時間12:00~13:00)

【所在地】北区篠路9条6丁目2-3

清田区・南区に居住する子ども

ときわ病院(相談室こすもす)

☎ 011-593-0556

(休憩時間12:00~13:00)

【所在地】南区常盤3条1丁目4-18-1

厚別区に居住する子ども

楡の会こどもクリニック

☎ 011-898-4766

(休憩時間12:00~13:00)

【所在地】厚別区厚別町下野幌49

西区・手稲区に居住する子ども

ときわ病院(相談室あじさい)

☎ 080-2878-0556

(休憩時間12:00~13:00)

【所在地】西区二十四軒4条2丁目7-20 はな発達デイ内

交通アクセスなどから、居住区以外の機関も利用できます。
また、近隣市町村の方も利用できます。その場合は、任意の機関をお選びください。

適切な医療機関を案内
(コンシェルジュ)

相談

子どもの心を扱う医療機関

発達障がいを扱う医療機関



障がい児等療育支援事業

発達に心配のあるお子さん、ご家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、療育指導や療育支援を行います。保育園や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

事業所名	所在地	電話番号
社会福祉法人あむ 相談室ぼぼ	中)南16条西7丁目2-20 トーコービル7階	206-6215
社会福祉法人はるにれの里 相談支援室なっつ	西)福井4丁目3-5	666-7781
社会福祉法人麦の子会 むぎのこ児童発達支援センター	東)北36条東8丁目1-30	776-6856
社会福祉法人北翔会 医療福祉センター札幌あゆみの園	白)川北2254番地1	879-5555
社会福祉法人楡の会 相談室あ〜てる	厚)厚別町下野幌49	898-3929

発達に心配のある方(児・者)の相談支援事業所

発達に心配のある方(児・者)や、その家族の生活や支援に関する相談に応じます。具体的には、日常生活上の支援を必要とする心身の発達に心配のある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センターさっぽろ	中)大通西19丁目 WEST19 5階	622-1118
相談室ぼぼ	中)南16条西7丁目2-20 トーコービル7階	522-4112
相談室ぼらりす	北)北21条西5丁目1-32 梅ノ木ビル202	757-1871
相談室つばみ	北)北26条西3丁目1-10-2	299-7246
障がい相談という	北)北10条西2丁目9-1 アルファスクエア札幌北口ビル201号	776-6109
相談室セーボネス	東)北41条東15丁目3-18 アズブライト606	748-3119
相談室あさかげ	東)北33条東14丁目5-1	733-3808
相談室あゆみ	白)川北2254番地1	350-8755
相談室きよサボ	白)南郷通14丁目南4-8 キャッスル大木戸1階	860-1750
相談室ますとびいー	厚)上野幌3条4丁目1-12	299-3856
相談室きらら	豊)月寒東5条17丁目7-18 フォルテ301号	854-4400
相談室みなみ	豊)中の島2条1丁目2-26 ハウスオブリザ中の島II201号室	825-1373
相談支援事業所ノック	清)真栄1条2丁目1-28 真栄ビル1階	378-4244
ほっと相談センター	南)川沿2条2丁目5-37	572-2220
相談支援事業所グリーンハイム	南)石山933番地3	591-5211
相談室すきっぴ	西)西町北20丁目2-21 アイビル西町北	676-0101
西区障がい相談支援センターアウル	西)琴似2条4丁目1-24 ヤマチビル3階	676-7631
障がい相談あかり	手)手稲本町2条4丁目4-30 ラ・パルク緑ヶ丘302号	215-8253

*このほかにも、障害児相談支援を行っている事業所はあります。各区の保健福祉課(P.18の一覧)にお問い合わせ下さい。

福祉サービス *問い合わせ:各区保健福祉課(P.18の一覧参照)

短期入所事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設名	区	所在地	電話番号
札幌市自閉症児支援センター さぼこ	豊平	平岸4条18丁目1-21	821-0081
緑ヶ丘療育園	西	山の手3条12丁目3-12	611-9301
医療福祉センター 札幌あゆみの園	白石	川北2254-1	879-5555
北海道社会福祉事業団 もなみ学園	南	石山東3丁目5-1	591-8434
ノビロ学園	清田	真栄483番地4	887-3300

*このほかにも、単独型で短期入所事業を行っている事業所が地域にあります。各区の保健福祉課(P.18の一覧)にてお問い合わせください。



その他福祉サービス

訪問系・居住系の福祉サービスで、お子さんが利用可能なサービスには以下のものがあります。利用は障がいのある方が対象となります。

■ 居宅介護

日常生活に支障のあるご家庭にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。病院・診療所に定期的に通院する時などに、車両への乗車・降車の介助なども行える(通院等介助)場合もあります。

■ 移動支援事業

屋外での移動が困難な方が外出する場合にヘルパーが、移動中や目的地において移動の介護や危険を回避するための支援などを行います。

■ 日中一時支援事業

障がいのある人(児・者)を介護している人が、病気・出産・事故・仕事等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に預かりお世話をします(宿泊は伴わない)。

高額障がい福祉サービス等給付費等

障害児通所支援等や障害福祉サービスの利用者負担について、世帯でひと月に支払った合計が基準額(世帯により異なります)を超えた場合、その超えた額を払戻すことで負担が過大にならないようにする仕組みです。

*問い合わせ:各区保健福祉課(P.18の一覧参照)

放課後等デイサービス

放課後等の時間で、発達に心配や障がいのある学齢児（小学生～高校生）に、個別支援計画に基づいて発達支援を行う場です。

- スタッフ…学齢児10名に対し、保育士、指導員等を2名以上配置しています。
- 利用料金…法に定めた給付費の1割のほか、教材費などを支払います。
- 送迎…大多数は、学校・事業所・家庭間で行います。

どんなプログラム(例)

平日

15:00 登所	9:30 登所・自由活動
15:10 ミーティング	10:00 ミーティング
休憩	10:20 設定活動
15:40 設定活動	12:00 昼食
16:40 振り返り	13:00 設定活動
17:00 降所	15:00 休憩
	15:30 設定活動
	16:00 振り返り・降所

学校休業日(長期休み等)

9:30 登所・自由活動
10:00 ミーティング
10:20 設定活動
12:00 昼食
13:00 設定活動
15:00 休憩
15:30 設定活動
16:00 振り返り・降所

どんなことをしているの？



放課後等デイサービスガイドライン

平成26年7月に取りまとめられた障がい児支援の在り方に関する検討会報告書において、「支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要であるため、障がい児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めたガイドラインの策定が必要」との提言から、厚生労働省でガイドラインを策定しました。これにより事業所は、提供する支援の質の向上に努めることとされています。

保護者向け放課後等デイサービス評価チェックリスト

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ
環境・ 体制整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか			
	②	職員の配置数や専門性は適切であるか			
	③	事業所の設備等は、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか			
適切な 支援の提供	④	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、放課後等デイサービス計画が作成されているか			
	⑤	活動プログラムが固定化しないよう工夫されているか			
保護者への 説明等	⑥	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか			
	⑦	支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか			
	⑧	日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができているか			
	⑨	保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか			
	⑩	父母会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか			
	⑪	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知・説明し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか			
	⑫	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか			
	⑬	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信しているか			
	⑭	個人情報に十分注意しているか			
	非常時等 の対応	⑮	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか		
⑯		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか			
満足度	⑰	子どもは通所を楽しみにしているか			
	⑱	事業所の支援に満足しているか			

放課後等デイサービス・福祉サービスを利用するには…

放課後等デイサービスを利用するには通所支援受給者証、その他福祉サービスの利用には障害福祉サービス受給者証に基づいて事業所と契約する必要があります。受給者証の取得に関しては、障害児支援利用計画(案)の作成が必要となります。

障害児相談支援における障害児支援利用計画の流れ

新規・更新申請 ・申請書等を区役所へ提出 ・障害児支援利用計画案提出依頼書が発行される

相談支援事業所の選定 ・居住区、利用履歴などにより保護者が選定

初回相談・契約 ・心身の状況 ・ニーズの把握《家庭訪問》 ・事業の説明



サポートファイルさっぼろ

ファイルを通していろいろな人たちが連携し、お子さんの個性や特徴、ライフステージに応じた一貫した支援を行います。

このファイルは、すべてのお子さんとその保護者の方が使うことができ、保護者や本人が学校や医療機関などに相談する時に、状況などを説明するツールとして活用することや、関係者がお子さんの個性や特徴、これまでの経過などを共通理解し、自立に向けた手立てを共有することにより、一貫した支援を受けることをサポートするものです。



ファイルは札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課窓口で受け取ることができるほか、札幌市のホームページからのダウンロードも可能です。

詳しくは、『サポートファイルさっぼろ』を検索するか、右記の二次元コードを読み取りホームページをご覧ください



札幌市教育センター教育相談室(ちえりあ・まこまる・リフレ)での「教育相談」

■このようなときにご相談ください

- ・学習のつまずきや遅れが気になる
- ・学校生活や友達関係が気になる
- ・見え方や聞こえ方が気になる
- ・ことばの発達が気になる
- ・落ちつきのなさや行動が気になる
- ・不登校に関することで困っている
- ・日本語の習得に困りがある



*この他にも、お子さんの教育に関わるご相談をお受けします。

■相談の申し込み

- ・札幌市内にお住まいの小学生から高校生までのお子さんに関するその保護者や教師からのご相談をお受けします。
- ・教育相談は、「電話相談」と「来所相談」があります。
- ・電話による相談は、随時お受けしておりますが、内容によっては折り返しの対応となることがありますので、ご了承ください。
- ・相談についての費用は無料です。



●「来所相談」の申し込み

- ・来所の相談は予約が必要です。保護者の方が以下の連絡先まで直接お電話してください。
- ・初めて来所された際には、教育相談票に必要事項を記入していただきます。事前に準備される場合には、インターネットから「教育相談のご案内」で検索し、「教育相談票」からダウンロードできます。
- ・来所相談の予約は2か月前から受け付けております。
- *例年、1月から3月は次年度の就学(特別支援学級や特別支援学校への転籍など)に係る相談で、大変混み合いますのでご注意ください。
- *相談内容に応じて「ちえりあ」「まこまる」「リフレ」各施設で来所相談をお受けしています。

総合受付

札幌市教育センター教育相談室

札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」2階

【電話】011-671-3210(月～金曜日 ※祝日を除く)

■来所での相談の進め方

- ・ご相談内容に応じて、支援の方針を考えます。
- ・相談を通して心理検査を行うこともあります。
- ・相談の内容によっては、関係機関やその他の相談機関との連携や紹介などを行います。
- ・在籍している学校に対しては、保護者の了解のもと、支援の手だて等の情報提供を行います。
- ・学びの場の変更に係る相談及び手続きを行います。
- ・教育センター教育相談室での相談日は、出席の扱いとなり、遅刻、早退にはなりません。
- ・相談の秘密は厳守します。

通級指導教室

通常の学級に在籍しながら特性に応じた教育を受けられます

ことばの
教室では

- * 利用についての詳細は、札幌市教育センター 教育相談室にお問い合わせください。
- * ことばが育つ土台となるコミュニケーションへの意欲を育てながら、一人一人のことばの状態に合わせた指導を行います。
- * 人と一緒にいるときの安心感や人とかかわることの楽しさ、話したい気持ち、よく聞こうとする態度などを培います。
- * 在学校や家庭などと連携・協力をしながら、よりよい言語環境の整備に向けた取り組みを行います。

まなびの
教室では

- * 個別やグループでの指導を取り入れながら、対人関係や社会性の指導を行います。
- * 指導場面の環境を整えて、児童が集中して課題に取り組めるように配慮します。
- * 子どもの認知特性に応じた指導を行います。
- * つまづきの背景として考えられる要因を想定して指導方法を工夫します。

ひとみの
教室では

- * 子どもが「見えづらさ」に自ら対応していくための手段を教え、弱視レンズ等を活用できるように指導していきます。
- * 見えづらいために苦手になりがちな学習内容等を取り出して個別に指導し、子どもの学習活動を支援します。
- * 在籍している学校や家庭などと連携・協力しながら、在籍している学校や家庭などと連携・協力しながら、学校生活が過ごしやすくなるよう支援します。

きこえの
教室では

- * 「人とかかわることは楽しい」と思える体験や「話を分かってくれた」という思いを積み重ねます。
- * 「伝えたい」「聞きたい」という意欲や自信を育てます。
- * 在籍している学校や家庭などと連携・協力しながら、「子どもの聞こえにくさ」や「情報保障のための配慮」について共通理解を図るなどして、子どもの学校生活を支援します。

小学校

言=言語障がい 発=発達障がい 視=弱視 聴=難聴

学校名	種別	所在地	学校電話	学級電話
中央	言 発 視 聴	〒060-0041 中央区大通東6丁目	261-6568	241-2533
	言 発 視 聴			241-2463
桑園	言 発 視 聴	〒060-0008 中央区北8条西17丁目	611-4211	615-6589
北九条	言 発 視 聴	〒060-0809 北区北9条西1丁目	736-2564	747-2277
幌北	言 発 視 聴	〒001-0019 北区北19条西2丁目	726-2461	747-6797
篠路	言 発 視 聴	〒002-8024 北区篠路4条9丁目	771-2221	771-1296
元町	言 発 視 聴	〒065-0025 東区北25条東17丁目	781-8111	781-2194
東光	言 発 視 聴	〒065-0042 東区本町2条1丁目	782-8097	783-5951
南郷	言 発 視 聴	〒003-0024 白石区本郷通4丁目南	861-9305	863-0863
川北	言 発 視 聴	〒003-0854 白石区川北4条2丁目	872-5422	872-5430
ひばりが丘	言 発 視 聴	〒004-0052 厚別区厚別中央2条4丁目	892-4802	893-1966
南月寒	言 発 視 聴	〒062-0024 豊平区月寒西4条8丁目	853-9314	855-7810
みどり	言 発 視 聴	〒062-0005 豊平区美園5条2丁目	812-8164	812-2169
清田	言 発 視 聴	〒004-0841 清田区清田1条4丁目	881-2852	881-2867
真駒内桜山	言 発 視 聴	〒005-0015 南区真駒内泉町3丁目	581-0221	581-0278
琴似	言 発 視 聴	〒063-0812 西区琴似2条7丁目	611-4391	631-5757
前田	言 発 視 聴	〒006-0816 手稲区前田6条11丁目	683-3749	683-3956
	言 発 視 聴			681-3948

中学校

学校名	種別	所在地	学校電話	学級電話
中央	言 発 視 聴	〒060-0034 中央区北4条東3丁目	241-6266	241-5080
北辰	言 発 視 聴	〒001-0018 北区北18条西2丁目	716-6151	716-6201
栄南	言 発 視 聴	〒007-0836 東区北36条東16丁目	781-1260	788-2013
日章	言 発 視 聴	〒060-0041 中央区大通東6丁目(中央小)	261-6568	241-2463
	言 発 視 聴			374-4026
信濃	言 発 視 聴	〒004-0053 厚別区厚別中央3条2丁目	891-2503	807-0512
八条	言 発 視 聴	〒062-0908 豊平区豊平8条13丁目	831-6145	598-7281
八軒東	言 発 視 聴	〒063-0862 西区八軒2条東3丁目	643-5050	643-7211

不登校やひきこもりに関する情報

教育支援センター

学校に登校することが難しい児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と共に学習や活動に取り組む施設です。

○対象：次の要件すべてに該当する児童

- ・札幌市立の小中学校に在籍していること
- ・主に心理的要因により長期欠席状態にあること
- ・本人や保護者が通室を希望していること

教育支援センター真駒内	南区真駒内幸町2丁目2番2号「まこまる」3階
教育支援センター新琴似	北区新琴似7条3丁目2番1号 新琴似小学校内
教育支援センター伏見	中央区南18条西15丁目1番1号 伏見小学校内
教育支援センター月寒	豊平区月寒東2条2丁目4-54 月寒中学校敷地内 旧セミナーハウスつきさむ
教育支援センター白石	白石区本通16丁目南4番26号 リフレサッポロ2階
教育支援センター宮の沢	西区宮の沢1条1丁目1番10号 生涯学習総合センター「ちえりあ」3階

お問合せ先 教育相談担当課(札幌市教育センター教育相談室)

【電話】 011-671-3210

***各施設の見学は、在籍している学校を通してお申込みください**

札幌市ひきこもり地域支援センターの概要

ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とした訪問型の支援にも対応します。また、相談内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進します。

【所在地】 札幌市白石区平和通1丁目北1-13 こころのリカバリー総合支援センター内

【電話】 011-863-8733 (相談専用電話)

【開設時間】 来所相談：平日 9時00分～17時00分 (事前予約制)

電話相談：平日 9時30分～12時00分、13時00分～16時00分

***土、日、祝日及び年末年始は閉所**

●メール相談 *メール相談は随時受付

施設ホームページ <http://www.kokoro-recovery.org/hikikomori/index.html>
より、「ひきこもりメール相談」をご利用ください。

お問合せ先 子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

【電話】 011-211-2942

詳しくは右記の二次元コードを読み取るか、ホームページをご覧ください



札幌市自閉症・発達障害支援センター（おがる）

発達障がいについての研修会・企画・ネットワークづくりを行っています。個別のご相談の場合は、情報提供を中心に、ご本人やご家族が支援機関等へつながることをサポートします。



必要に応じて

●電話受付（情報提供／来所予約）

【受付時間】 10:00～16:00 【受付日】 火・水・木曜日（週3回）

【電話】 011-790-1616

※研修会開催等のため電話に出られない時間帯もあります。

※30分を超えるご相談に関してはご来所をおすすめしています。



必要に応じて

●来所相談（相談回数は原則1～3回）

【相談日】 月～金曜日（平日） 情報提供が中心になります。

※1～3回の相談を通して必要な地域支援体制を共に考えます。

※来所される際には、相談情報シートが必要になります。

ホームページからダウンロードできます。



●支援機関との連携（年度毎に見直し）

・連携を通してサポートしていきます。

詳しくは右記の二次元コードを読み取るか、ホームページをご覧ください



公的機関連絡先

※中央区役所および中央保健センターは新庁舎建築のため、下記仮庁舎へ移転しました。
新庁舎は令和7年2月に中央区南3条西11丁目に建築予定

各区 保健福祉課

区役所	電話番号(代表)	所在地
中央区役所	231-2400	中央区大通西2丁目9 ※仮庁舎
北区役所	757-2400	北区北24条西6丁目1-1
東区役所	741-2400	東区北11条東7丁目1-1
白石区役所	861-2400	白石区南郷通1丁目南8-1
厚別区役所	895-2400	厚別区厚別中央1条5丁目3-2
豊平区役所	822-2400	豊平区平岸6条10丁目1-1
清田区役所	889-2400	清田区平岡1条1丁目2-1
南区役所	582-2400	南区真駒内幸町2丁目2-1
西区役所	641-2400	西区琴似2条7丁目1-1
手稲区役所	681-2400	手稲区前田1条11丁目1-10

保健 センター

保健センター	電話番号(代表)	所在地
中央保健センター	205-3352	中央区大通西2丁目9 ※仮庁舎
北保健センター	757-1181	北区北25条西6丁目1-1
東保健センター	711-3211	東区北10条東7丁目1-20
白石保健センター	862-1881	白石区南郷通1丁目南8-1
厚別保健センター	895-1881	厚別区厚別中央1条5丁目3-2
豊平保健センター	822-2472	豊平区平岸6条10丁目1-1
清田保健センター	889-2049	清田区平岡1条1丁目2-1
南保健センター	581-5211	南区真駒内幸町1丁目3-2
西保健センター	621-4241	西区琴似2条7丁目1-20
手稲保健センター	681-1211	手稲区前田1条11丁目1-10

障がい者相談支援事業所ガイドブック

障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助等を総合的にを行います。

詳しくは、『障がい者相談支援事務所ガイドブック』を検索するか、右記の二次元コードを読み取りホームページをご覧ください



障がいのある方のための福祉ガイド

障がいのある方のための福祉ガイドは、障がいのある方の自立や社会参加等に役立てるため、札幌市内で実施している各種障がい福祉施策を掲載したものです。※毎年4月1日現在で編集していることから、制度や機構などが一部変更になる場合もありますので、詳細については必ずご担当課にご確認ください。

詳しくは、『障がいのある方のための福祉ガイド』を検索するか、右記の二次元コードを読み取りホームページをご覧ください



障がいの重い子どもたちとその家族の方への福祉ガイド

重い障がいをもつお子さんを育てるご家族の方のために、主な制度やサービスについて分かりやすく紹介したものです。

詳しくは、『障がいのある方のための福祉ガイド及びコミュニケーションハンドブック』を検索するか、右記の二次元コードを読み取りホームページをご覧ください



冊子「虎の巻」シリーズ

～発達障がいのある人たちへの八つの支援ポイント～

「学校で使える『虎の巻』」は主人公である「虎夫さん」「巻子さん」の小学校時代に遡り、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障がいの診断を受ける前の児童への対処方法を中心に制作されています。

「続・学校で使える『虎の巻』」は、第三作「学校で使える『虎の巻』」に載せきれなかったことが中心となっています。一口に「発達障がい」と言っても、行動面や学習上の困りごととは子どもによって違います。また、発達障がいの他にも、教室の中には見えづらい、聞こえづらい、話すのが苦手など、いろいろな困りごとを抱えている子どもがいます。そのような子どもたちについての理解を助け、適切な支援のきっかけになることを願って制作されています。

詳しくは、『冊子「虎の巻」シリーズ』を検索するか、右記の二次元コードを読み取りホームページをご覧ください



ライフステージの変化

学童期と一口に言っても小学生から高校生ままで考えると12年間あります。その先の専門学校や大学や大学院まで考えるとさらに長くなります。本人の成長と共に環境も直面する課題も大きく変わっていきます。ライフステージの大まかな変化を知ることによって本人も家族も見通しを持った人生設計ができるのではないのでしょうか。

- 義務教育とは異なり、入学にあたり試験などがあります。普通高等学校、職業高等学校、高等専門学校(高専)、定時制高等学校、単位取得制の高等学校、特別支援学校高等部、高等特別支援学校などがあります。また、高校進学しない場合でも、高等学校卒業認定試験を合格することで、高等学校卒業と同等の資格を得ることができます。
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校いずれの学校にも特別支援教育コーディネーターが設置されていますので、心配なことがあれば相談してみましょう。

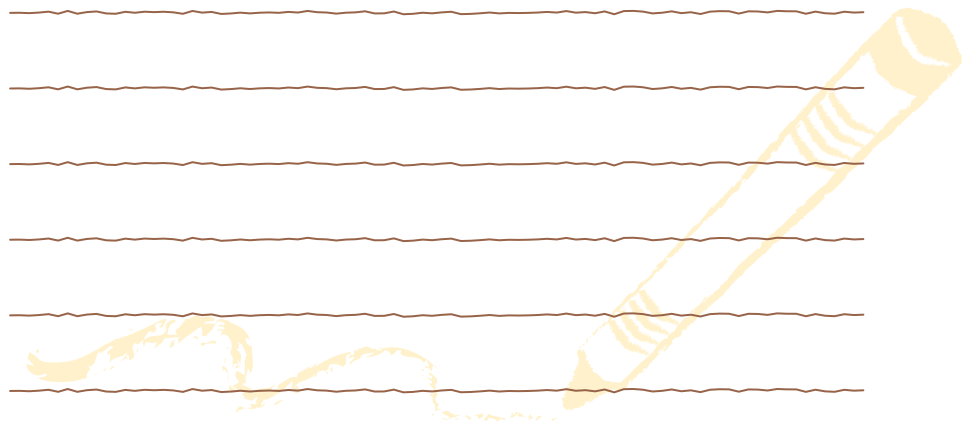
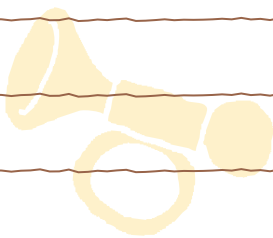
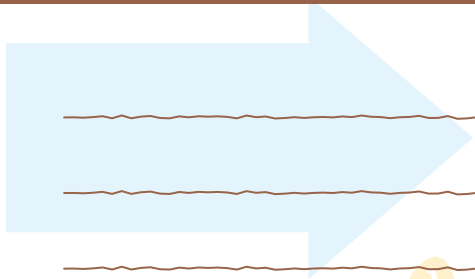


- 学び先に迷いがある場合や特別支援教育を希望する場合は教育相談を活用し、第三者からの意見を参考にしましょう(詳しくはP.15参照)。通学区域内の学校に見学へ行き、授業の様子をお子さんの姿と重ね合わせてみるのも検討材料になります。見学を希望する場合の相談窓口は各学校の教頭先生です。

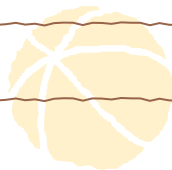
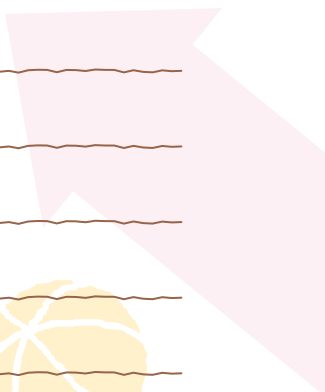
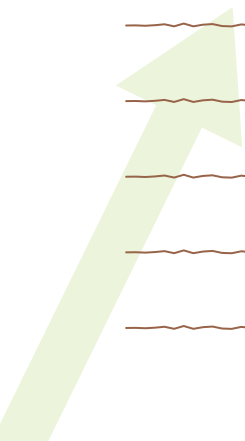
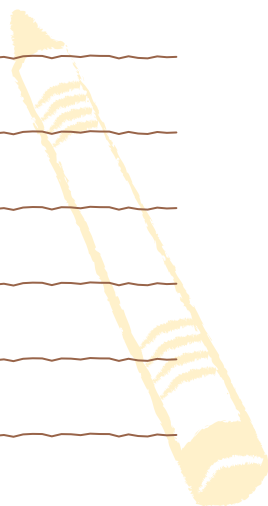
- 小学生時代に対人トラブルが多ければ、「教育相談」を活用しながら中学校の学び先を再考しましょう。(詳しくは、P.15参照)
- 教科担任制となるので、それぞれの先生にお子さんの特徴が伝わるように働きかけましょう。
- 先輩後輩や異性関係など人間関係も複雑になります。思春期に入り本人の気持ちも安定しないものです。小さなことでも困りごとを相談できる場所を確保しておきましょう。

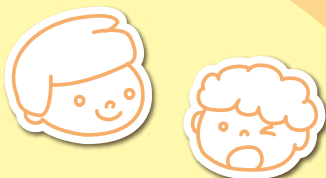
大学・短期大学・専門学校

学生課が窓口になり、学生相談室・保健管理センター・就職課を活用して困りごとの解決を手伝ってもらいましょう。学校によっては、発達障害のある学生に向けたサポート室を設置しているところもあります。



Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal brown lines with a wavy, dashed midline.





札幌市子ども発達支援ガイドブック

平成31年3月第1刷発行

令和5年12月第3刷発行(増刷)

編集・発行 札幌市自立支援協議会子ども部会
監修 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
札幌市中央区北1条西2丁目
電話 011-211-2936



さっぽろ市
01-F04-23-2137
R5-1-147